



294号 令和7年9月20日発行

盛土等規制法に基づく事務手続き関係書類資料改訂／国土交通省

愛媛県では、宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく規制を、令和7年5月23日から開始しておりますが、事務手続き関係資料をより分かりやすく記載内容を追記し、改訂したものを、愛媛県のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.ehime.jp/page/5807.html>

- ＜事務手続き関係資料＞
- ・盛土規制法に基づく届出・許可申請の手引き(公表用)第2版
 - ・盛土規制法に基づく技術基準(公表用)第2版
- ＜改定日＞ 令和7年8月12日(火)
- ＜お問合せ先＞ 愛媛県土木部道路都市局都市計画課 宅地開発・盛土指導G
担当／安田氏・上田氏 TEL：089-912-2742

松山市 価格通知書廃止／愛媛県司法書士会

価格通知書は不動産の固定資産評価額を証明するもので、登記申請において、登録免許税算出のため添付するため、司法書士が取得し、附随的に登記費用の見積りにも活用されています。

登記申請においては、価格通知書以外に有料で発行される固定資産課税台帳記載事項証明書(写し可)や納税通知書(写し可)を提出することも可能となっています。

松山市において令和7年8月12日、価格通知書の取扱いが廃止されました。

管轄登記所においては「固定資産評価額」の利用を告知するようですが、納税通知書がない場合に限られるうえ、即日発行されない可能性があるとのことです。

従って、迅速な登記費用の算出に活かせず、不動産登記業務のみならず、不動産取引においても影響を及ぼす可能性があります。

司法書士会では、不動産取引において早い段階で売主と係わる協会会員に対し、固定資産課税台帳記載事項証明書、特に納税通知書の活用を推奨願います。

※ 所有者から委任を受けて有料で取得する証明発行手続きについては、これまでと変わりません。

※ 松山市以外の不動産については、これまでの取扱いと変わりません。

全宅連策定取引成立台帳の改訂について／全宅連

宅建業法第49条に基づく帳簿(取引成立台帳)の雛形については、全宅連にて策定し公開していますが、会員の皆様からの要望、利用実態等を踏まえ、記載事項を見直しいたします。

今回の改訂は、宅建業法の改正に伴うものではなく実務上の利便性向上を目的としたものです。

【改訂書式】取引成立台帳 4種

(土地建物売買/区分所有建物売買/建物貸借・住宅用事業用/土地貸借)

詳しくは「ハトサポお知らせ」をご覧ください。

<https://member.zentak.or.jp/news/detail?id=9382>

犯罪収益移転防止法等の厳正なる遵守について／国土交通省

1. 犯罪収益移転防止法等の厳正なる遵守について

宅建業者は「犯罪収益移転防止法」において、特定事業者として規定されており、これまでも様々な場において、その義務の着実な履行について周知してきました。

令和10年8月には、政府間会合であるFATF(金融活動作業部会)による第5次の対日相互審査が予定されており、同法に基づく義務はもちろんのこと、宅建業者におけるマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策をより一層強化していくことが求められますので、改めてその対策に万全を期するようお願いします。

2. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正の公布について

犯罪収益移転防止法施行規則の一部が改正され、令和7年6月24日に公布されました。これによりマイナンバーのスマホ搭載関係(R7.6.24施行)、非対面での本人確認方法の見直しに係る改正(R9.4.1施行)がありました。

登記所備付地図作成作業の実施について

／愛媛県土地家屋調査士会

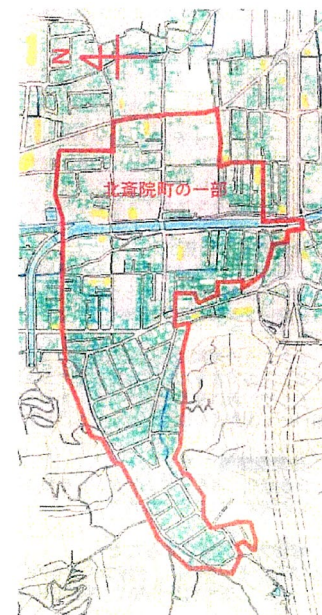
松山地方法務局では、土地の位置、面積等を正確に把握し、境界等に関するトラブルを未然に防止するとともに、効率的な土地利用を図るため、松山市味生地区(北斎院町の一部・北西部)において、令和7年度から法務局地図作成作業に着手します。本事業中は、作業員が地区内で測量作業等を行いますので、ご理解、ご協力をお願いします。

一筆地調査の開始に先立ち、令和8年2月頃に土地所有者の皆様へ、本作業の内容についての説明会を開催する予定です。

＜お問合せ先＞ 〒790-8505 松山市宮田町188-6

松山地方法務局 不動産登記部門

(地図整備・筆界特定室) TEL：089-932-0881



(国土地理院の基盤地図情報を加工して作成)

開発許可事務に係る松前町への権限移譲について／愛媛県都市計画課

開発許可の流れ(現在)		開発許可の流れ(R7.10.1以降)	
開発許可の事前協議	愛媛県	開発許可の事前協議	松前町
都市計画法に基づく開発許可申請	松前町	都市計画法に基づく開発許可申請	
都市計画法に基づく開発許可	愛媛県	都市計画法に基づく開発許可	
完了届 完了検査 検査済証の交付	愛媛県	完了届 現場検査 検査済証の交付	

令和7年10月1日より都市計画法に基づく開発許可事務のうち、松前町内の土地に係るものについては、松前町へ権限移譲されます。

＜お問合せ先＞

松前町産業建設部まちづくり課 TEL：089-985-4124

愛媛県土木部道路都市局都市計画課 TEL：089-912-2742

愛媛県中予地方局建設部建築指導課 TEL：089-909-8778

宇和島市と自治体加入促進協定を締結しました

令和7年8月13日、宇和島市役所において宇和島市と当協会、当協会宇和島地区連絡協議会、全日協会、宇和島市連合自治会が自治会加入促進連携協定を締結しました。

自治会は住民同士の信頼関係を育む大切な仕組みです。この協定を通じて、若い世代や新たに転入された方々にも、自治会の役割と魅力をしっかりと伝え、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて宇和島市とともに一層努力してまいります。（写真は愛媛新聞より）



居住サポート住宅改修事業の募集について／国土交通省

改正住宅セーフティネット法に基づき、既存住宅等を改修して、住宅確保要配慮者に見守り等の入居中のサポート提供を行う住宅（居住サポート住宅）とする民間事業者等を支援するため、当該事業を行う民間事業者等の募集（国による直接補助）をします。

応募締切りは令和7年12月12日（金）（補助金申請額が予算上限に達し次第終了）

応募要件等の詳細については「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業交付事務局」ホームページをご確認ください。<https://www.how.or.jp/koufu/support.html>

＜お問合せ先＞ 国土交通省 住宅局安心居住推進課

担当／難波氏・荒川氏・西澤氏・佐藤氏 TEL：03-5253-8952

住宅の窓及びベランダからの子ども転落事故への対応／国土交通省

消費者安全調査委員会において、住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故に係る消費者安全法第24条第3項の規定に基づく事故等原因調査報告書がとりまとめられ、消費者安全調査委員会委員長から国土交通大臣に対し、住宅を供給する事業者に対してガイドラインの普及、子どもが窓及びベランダから転落する危険への対策をした住宅の新築・改修に対する支援等の施策を講ずることを求める意見の陳述が行われました。



まもるナビの活用について／愛媛県・愛媛県警察



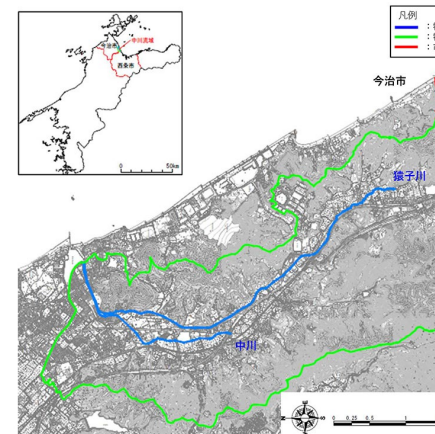
まもるナビはタイムリーに配信される防犯情報や発生地域をマップで表示など、機能が詰まった防犯アプリです。犯罪情報から居住者に注意を呼び掛けたり、地域特性に応じた防犯設備の充実をオーナーに対して新たな提案という活用方法もあります。ダウンロードしてご利用ください。

また、自転車窃盗被害の8割は無施錠が原因となっています。管理物件において窃盗被害にあわないために、協会ホームページでダウンロードできるパンフレットを利用して鍵かけを呼び掛けましょう。



中川・猿子川を特定都市河川に指定予定／今治市

令和7年10月1日目標で指定に向けた手続きを進めています。



はじめました。



Instagram



Facebook



会員様向け毎月の定期便について

令和6年度から定期便は2か月に1度、奇数月に発送しております。

今回は11月です